

「グループ補助金」運用に風穴をあけた気仙沼本吉民商の奮闘

柔軟な運用を一安心して事業継続・生業ができる制度へ

宮城県商工団体連合会 事務局長 佐々木清介

「中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金(グループ補助金)は、東日本大震災で事業用の施設などに被害を受けた複数の中小企業者等から構成されるグループが復興事業を計画し、認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について政府・中小企業庁が補助する公的制度である。

これまでの公的融資制度は中小企業者(含む個人事業者)は個として申し込み・申請をし、利用するという制度であった。これでは大規模災害で地域として壊滅・大打撃を受けた被災地の再生・経済の復活を目指すには不適當ということで新設された融資制度である。当時、この制度は北海道、青森、岩手、宮城、福島、千葉、茨城、栃木の 8 県に適用された。これまでに岩手、宮城、福島の 3 県で延べ 9,953 事業者に計 5 千億円が交付されている。

県連・民商は復旧と生業の再生を目指し「借金の返済を猶予せよ」「債務は免除してゼロから出発できるように」「店舗、事務所、工場の再建に直接支援を」と自治体、県への緊急要請に取り組みました。

グループ補助を中小業者にまで認定させた取り組みはそれまで国が頑なに「個人の資産の形成に税金は使えない」として拒んできた大きな壁を乗り越える画期的な内容となりました。しかし、当初は(大企業を含む)中心産業の早期再開への支援「地域のリードたる中心的企業支援」の運営で地域の中小業者の再生に役立つ制度運用ではありませんでした。こうした中、地域の中小業者が活用できるグループ補助金の獲得に立ち上がったのが気仙沼本吉民商でした。「グループ補助金をもらいたい、相談にのってほしい」民商に飛び込んできた商工新聞読者の声でした。気仙沼本吉民商の役員と事務局は直ちにグループ補助金獲得に奔走し、1 回目不認定、2 回目も不認定、と言われてもめげずに、日本共産党の力も借りて再度挑戦し「気仙沼地域住環境復旧支援プロジェクト」の名称で見事 2 億 2 千万円を獲得しました。名実ともに中小業者が補助金を獲得する大金星とも言える道を開いたのです。この後、各地で地域の中小業者、個人事業者が「グループ」を結成し、「補助金」を受けられるようになりました。

県内での交付は 386 グループ、4,487 件、交付額は 2,819.6 億円である。岩手、宮城、福島の 3 県で延べ 9,953 事業者に計約 5.5 千億円が交付されている。(令和 6 年 3 月 31 日)

このうち破産は 73 件、民事再生等事業者数は 5 件、倒産等 100 件で、計 178 件が事故扱いになっている。事業再建・地裁の再生に大きな役割を果たしていることは評価するものである。しかし、大きな制度運営の問題を抱えることも事実である。

1. 当初、県の予算額は 4,245 億 6 千万円であったが、決定額は 2,819 億 6 千万円である。見積もりが大きすぎたのか、それとも要件が厳しくて利用したくても利用できない被災事業者がいたのではないか。衆知の方法がどうだったか。条件、書類の作成がはん雑、厳しかったのではないか。

2. この制度は2事業者以上が集って建物や設備を復旧させる際の費用を国が2/4、県が1/4で、後の1/4は自己負担である。つまり1/4は大方の事業者は借り入れである。災害前の売上げを上回ることを目指して事業を再開するのであるが、長い年月には社会状況・経済状況、家族の状況などが変化して、借り入れを返済できなく厳しい経営に追い込まれ、やむなく廃業、倒産をせざるをえなかった時に該当事業者だけでなく、グループ全体が責任をとる制度であること。グループ責任制度となっていて、他の事業者の経営を圧迫し、グループ全体が存続の憂き目にある「共同責任制」である。

3. この制度は、各々の処分制度期間の間は原則として復旧した施設、設備について、各々の処分期間途中で廃棄したり、事業を中止したりすると残りの残存期間分を支払わなければならないこと。例えば、鉄筋コンクリート造りの事務所や倉庫は50年、店舗は39年、工場は31年の処分制限期間となっていて、事業不振でもやめるにやめられない事情になっている。ちなみに貨物自動車は5年、ダンプは4年などとなっている。現に実質は事業停止状態であるのに、グループに迷惑もかかるので会社を解散、清算しない事業者がでてくる。又、このことをよく説明されないでグループ補助金を活用したため「こういう制度なら活用するのではなかった」という声も漏れ伝わる状況になっている。

民商・全商連はこの様な状況を踏まえて、被災事業者が厳しい状況に置かれた時に補助金返還分を全額支払えというのは酷であり、二次災害を受けるようなものである。被災者が事業を再開し、地域の再生を図ろうとする趣旨を生かすよう制度を弾力的に運用せよと要求してきました。

硬直的運用の大きな原因となっている「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(補助金適正化法)の「決定の取消」規定(第17条)が事業の維持継続の足かせになっていると指摘、再スタートを応援する柔軟な対応を求めてきました。また、「河北新報」や「朝日新聞」が「グループ補助金」をめぐる報道をしました。その結果経済産業省は令和6年3月29日、県知事に対し、グループ補助金により取得、又は効用が増加した財産の取り扱いについて(事務連絡)を通達「財産処分に該当しない場合は(手続き不要)、補助金相当額の納付を求めないことがある場合(手続き)の内容で一定度柔軟な対応することを周知しました。宮城県企業復興支援室長は早い段階で相談してほしい(9/24)と述べています。

資料① 全国商工新聞 24年3月11日付

宮城「のれん」に背中押され

名取亘理民主商工会

太田政志さん(60) 浜寿し

資料② 全国商工新聞 23年6月25日付

資料③ 全国商工新聞 '24年4月29日付

資料④ 河北新報 '23年10月13日付

資料⑤ 朝日新聞 '24年4月7日付